

4 地域産業振興関係

ア 地域活性化

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
①食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用 (厚生労働省)	a 施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知する。	措置			◎ (厚生労働省) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業施設の基準について、都道府県知事等が公衆衛生上支障がないと認めたときは柔軟な運用が可能である旨、都道府県等に対して技術的助言を行った。
	b 複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行う。	措置			◎ (厚生労働省) 複数の地域をまたがる事業者に係る営業許可手続について、既に近隣の都道府県等の営業許可を取得している場合には、関係都道府県等の施設基準の内容を考慮し、当該都道府県等と連携の上、営業許可手続の簡素化が図られるよう、都道府県等に対して技術的助言を行った(「食品衛生法に基づく営業許可について」(平成20年3月27日付け食安監発第0327002号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知))。
②地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化 (厚生労働省)	申請の際に必要な審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組む。	逐次実施			○ (厚生労働省) 今後とも、申請に必要な審査書類について真に必要なものにとどめるよう、必要な場合には検証を行う等により、申請手続の簡素化に努める。
③ボランティア有償運送の促進について (国土交通省)	a 改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行う。	措置			◎ (国土交通省) NPO、自治体、タクシー事業者団体など関係者をメンバーとする「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し、改正法施行後のボランティア有償運送に係る状況について意見交換し、フォローアップを行った。 開催実績：平成19年6月28日、12月21日
	b 改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図る。	措置			◎ (国土交通省) 平成20年3月に、改正道路運送法における福祉有償運送制度について説明した「福祉有償運送ガイドブック」を作成した。 また、NPO等からの要請に基づき、説明会等へ適宜参加している。 参加実績(本省)：平成19年10月2日、11月11日、 20年3月17日

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	c 地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行う。	措置			◎ (国土交通省) 自家用有償旅客運送に係る相談窓口の明確化及び関係者への働きかけについて通達を發出し、ボランティア有償運送のより一層の促進を図ることとした。(平成19年7月30日付け国自旅115号) また、各運輸支局等の相談窓口において適宜ボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行っている。 なお、平成20年2月に、地方運輸局等のホームページで相談窓口を明確化したほか、本省のホームページにおいても各地方運輸局等の相談窓口を明確化した。
	d ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考に供するため、相談窓口に寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ずる。		措置		一 (国土交通省) 現在、相談窓口に寄せられた相談事案について、相談内容、問題解決等に至った経緯等の情報収集を行っているところであり、平成20年度中にホームページ上で公表する予定である。
④地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について (国土交通省)	道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組みを促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知する。	措置			◎ (国土交通省) 地域の活動主体が街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどの地域活動に要する費用の一部に広告料を充当するための広告物の占用について、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日国土交通省道路局長通知)により措置。
⑤工場立地の規制等について (経済産業省)	a 今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げる。	措置			◎ (経済産業省) 地域の企業立地を促進するため、地方経済産業局、都道府県労働局、地方農政局、地方整備局、地方運輸局からなる「地域ブロック会議」を設置・開催した(平成19年8月から10月にかけて開催)。関係各省との連携強化を図りながら各施策を実施している。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	b 地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について公表する。		逐次実施		○ (経済産業省) 「地域ブロック会議」の開催状況については、開催後に随時プレス発表及び地方経済産業局のHPで公表している。また、地方公共団体の取組事例等については、企業立地促進法に基づく全ての同意基本計画を全国10地域ブロックごとに企業立地に関する情報や手続等に関するワンストップサービスを提供する「企業立地支援センター」のHPで公表している。また、企業立地の先進的な取組をしている市町村を「企業立地に頑張る市町村事例集」(冊子)として取りまとめ配布すると同時に企業立地支援センターHPにて公表する(平成20年3月)。
	c 企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的なニーズに基づき不断の取組を行う。	逐次検討・結論・実施			○ (経済産業省) 「企業立地支援センター」を設け、同センターに企業立地に関する専門家を配置し、事業者や地方自治体からの相談等への対応を実施している(平成19年6月)。
	d 今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の施行状況の評価を行うとともに、産業立地政策全体の中で、適宜、工場立地法における生産施設面積率基準、緑地の定義の範囲等について、制度改善の検討を行い、早期に結論を得ることを目指す。	平成19年度検討、早期に結論			○ (経済産業省) 産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会において検討を進め、平成20年2月に答申を受けた。答申では、当面の講じるべき措置として、生産施設面積規制の緩和、敷地外緑地・環境施設の範囲の拡大、視覚的な緑量による評価の導入の3項目が指摘されている。 答申を踏まえ、これら3項目について、平成20年度前半までに措置予定。
⑥農地法等に基づく処理の迅速化 (農林水産省)	優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく必要な措置を講ずる。	措置			◎ (農林水産省) 「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について」(平成19年6月25日付け19農振第578号農村振興局長通知)を发出し、基本計画の作成段階で所要の調整を行い主務大臣の同意がなされた場合には、農地転用の事前審査を省略できるよう措置。

イ 国の過剰関与の問題

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①公営住宅家賃の決定について (国土交通省)	公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。	結論・措置			◎ (国土交通省) 公営住宅の家賃の算定方法のうち、地方公共団体が設定する利便性係数について、これまで市町村合併以外の場合では0.7を下限としていたが、これを0.5に引き下げることにより地方公共団体の裁量の範囲を拡大することとし、この旨を地方公共団体に対し通知した。「公営住宅法施行令の一部を改正する政令の施行等について」(平成19年12月27日国住備第87号国土交通省住宅局長通知)
②防除作業における国の関与について (農林水産省)	都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。	措置			◎ (農林水産省) 平成18年10月5日に開催した「平成18年度森林病害虫等防除事業打合せ会議」において、各都道府県の担当者に対し、高度公益機能森林等の指定や変更に係る協議に関し、同意を要する理由及び基準(平成12年6月7日付け12林野造第206号林野庁長官通知)について周知を図るとともに、事前の綿密な連絡・調整について意見交換を行った。 さらに、平成19年4月25日に開催した「平成19年度森林病害虫等防除事業打合せ会議に」において、同意を要する協議の必要性について周知するとともに、事前の綿密な連絡・調整について意見交換を行った。
③農業近代化のための資金融資について (農林水産省)	「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。	措置			◎ (農林水産省) 本ガイドラインに準拠しないと貸付利率の特例が受けられないとの誤解を与える恐れのある表現について改正を行い、平成19年4月1日から適用することとし、都道府県及び関係団体に対し、周知徹底を図った。 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの一部改正について(平成19年3月30日付け18経営第7830号農林水産省経営局長通知)
④商工会議所の定款変更について (経済産業省)	商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。	措置			○ (経済産業省) 商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、すでに調査を実施しており、現在、所要の見直しについて、検討を行っているところ。

ウ 地方ごとに異なる規制等の問題

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①地方公金納入書の規格・様式について (総務省)	納入書の規格・様式については、総務省において、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様式例を提示すること等を通じて、各団体がシステムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変更を行っておくこと等について留意させる等の取組を引き続き進めることなどにより、その早期統一の実現へ向けた努力を継続する。	逐次実施			○ (総務省) 総務省としては、地方税の収納に関して、平成18年4月1日付け「地方税の収納に係るシステムを改修する際の留意点について」により、システムの更新や改修の機会をとりえてマルチペイメントネットワーク(以下 MPN という。)を活用した収納サービスを導入することやMPN標準帳票に準拠した様式への変更を行っておくこと等について十分に検討するよう地方団体へ通知したところ。 さらに、平成19年3月27日付け「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」においても同趣旨の検討要請を行っている。 なお、平成19年7月時点において、MPN標準帳票を導入している団体は12都府県、32市町となっている。
②原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用 (総務省)	自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムにおいて決済基盤として利用されているマルチペイメントネットワークについては、市区町村が接続することにより公金の納付に活用することが可能であることに着目し、原動機付自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年度賦課徴収される軽自動車税(1,000円～2,500円)について、電子的に納付することが可能となるよう、市区町村におけるマルチペイメントネットワークの活用を推進する。	逐次実施			○ (総務省) 総務省としては、平成19年3月27日付け「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」により、自動車保有関係手続きのワンストップサービスに関しては、マルチペイメントネットワーク(以下 MPN という。)を通じた自動車税等の納付が必須条件になっていることや金融機関によるモバイルバンキングサービスが広く普及していることなどを踏まえ、MPNの積極的な導入を検討するよう地方団体へ通知したところ。 なお、平成19年7月時点において、軽自動車税をMPNにより納付が可能となっている市区町村は、6市となっている。
③公共工事指名願いに関する諸手続き等の統一について (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	逐次実施			— (総務省) 企業からの具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえ、技術的助言等を含めた必要な措置について検討していきたい。
④医療装置搭載車に関する医療法上の許可について (厚生労働省)	各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可のあり方について検討する。	検討・結論			◎ CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについては、平成20年7月10日付け「医療法第27条の規定に基づくCT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」により、医療法本来の趣旨を損なわせることのないよう現行の構造設備基準に係る取扱いを維持しつつ、当該医療装置が移動式であるという性質を踏まえ、必要な手続を明らかにし、事務手続の簡素化・弾力化を図るよう都道府県に対して通知したところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化 (厚生労働省)	地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずる。	措置			○ (厚生労働省) 営業許可申請書について、都道府県等における許可受付事務の実情を把握した上で、標準的な様式及び申請書類の受付方法の合理化について都道府県等に対する技術的助言を行った。
⑥指定業者登録様式の統一化 (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負荷低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	逐次実施			－ (総務省) 企業からの具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえ、技術的助言等を含めた必要な措置について検討していきたい。

エ その他

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	逐次実施			○ (総務省) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)にて、民間委託等の推進及び指定管理者制度の活用などについて、要請。 また、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)において、「公共サービス改革」として「公共サービスの見直し」及び「市場化テストの積極的な活用」を要請。 都道府県及び政令指定都市における民間委託、指定管理者、市場化テストの取組状況について、総務省において、取りまとめ、平成19年9月21日に公表。 地方公共団体における民間委託や指定管理者制度をはじめとする代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を作成し、平成19年度末までに地方公共団体に周知。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度		21年度
(内閣府)	a 規制改革会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	逐次実施			○ (規制改革会議) 規制改革会議では、構造改革特別区域推進本部と連携して地方公共団体等から全国で実施すべき規制改革に関する提案・要望を集中的に受け付ける等、地方における実態の把握を行っている。 また、地域振興タスクフォース等の場において、地方公共団体等からの要望について、調査・審議を行っているところであり、平成19年5月30日には「規制改革推進のための第1次答申」を、同年12月25日には「規制改革推進のための第2次答申」を答申した。
(内閣府)	b 規制改革会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	逐次実施			○ (規制改革会議) 地域再生本部等関連する本部と連携をとって、全国的な規制改革を一層推進する観点から関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を行うよう求めているところであり、平成19年5月30日には「規制改革推進のための第1次答申」を、同年12月25日には「規制改革推進のための第2次答申」を答申した。
(内閣府)	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。 したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。	逐次実施			○ (規制改革会議) 「規制改革集中受付月間」において各種申請書類等の様式や仕様等の統一化を求める要望が提出されており、関係府省と統一化について審査調査を行っているところ。
(公正取引委員会)	d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。 【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)】 【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)】	逐次実施			○ (公正取引委員会) 公正取引委員会は、各発注機関においてコンプライアンスの向上・入札制度改革が進められている状況を踏まえ、各発注機関における取組状況について情報交換を行うとともに、取組の中で直面した問題点・課題等について、有識者を交えて検討を行うことによって、実効的な取組をさらに推進することを目的として、「公共調達における改革の取組・推進に関する検討会」を平成19年11月以降、合計3回開催した。